	療養補償	休業補償	障害補償	遺族補償	葬祭料	打切補償	分割補償
	法75条	法76条	法77条	法79条	法80条	法81条	法82条
内容	は、使用者は、その費用で必要	め、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償	疾病にかかり、治った場合において、その身体に障害が存する	においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の1,000日分の遺族補償を行わなければな	においては、使用者は、葬祭を 行う者に対して、平均賃金の60	なおらない場合においては、使用者は、平均賃金の1,200日分の打切補償を行い、その後はこ	を証明し、補償を受けるべき者 の同意を得た場合においては、 障害補償又は遺族補償の規定 による補償に替え、平均賃金に
補足	・業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。 ・療養補償は、毎月1回以上これを行わなければならない。	・使用者は、休業補償を行っている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる平均給与額が、当該労働者が業務上負傷し、又は100分の80を下るにこ至った場合においては、使用者は、その上昇し又は低下するにおいては、使用者は、その上昇し又は低下するにおいて本に応じて、その上昇し又は低下するにおいて本に応じて、その改訂をした四半期の次の次の四半期において、額最初の月から改訂をした四半期において、額最初の月から改訂をした四半期によるは記載を行わなければならない。改訂後の休業補償の額のな訂についてもこれに準ずる。・上記規定により難い場合における改訂の方は記規定により難い場合における改訂の方法をの他上記規定による改訂について必要な事項は、厚生労働省令で定める。・休業補償は、毎月1回以上これを行わなければならない。	第 2級:1,190日分 第 3級:1,050日分 第 4級: 920日分 第 5級: 790日分 第 6級: 670日分 第 7級: 560日分 第 8級: 450日分 第 9級: 350日分 第 10級: 270日分 第 11級: 200日分 第 113級: 90日分 第 13級: 90日分 第 14級: 50日分	む)とする。 ・配偶者がない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者とは労働者の死亡者とし、その順位は、前段に掲げる順序のよる。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。 ・遺族補償を受けるべき者が決定した日から7日以内にこれを行い又は支払わなければなら	・葬祭料は、労働者の死亡後葬祭料を受けるべき者が決定した日から7日以内にこれを行い又は支払わなければならない。		◆ 第 1 級 : 240日分 第 1 級 : 240日分 第 2級 : 188日分 第 3級 : 188日分 第 3級 : 164日分 第 5級 : 100日分 第 7級 : 100日分 第 7級 : 80日分 第 9級 : 80日分 第 10級 : 48日分 第 11級 : 36日分 第 11級 : 25日分 第 11級 : 25日分 第 13級 : 16日分 第 13級 : 16日分 第 14級 : 9日分 ● 遺族補償: 180日分 ・第 2回以後の分割補償を行った 月に応当する月に行わなければならない。
例外	-	労働者が重大な過失によって業務上負傷し、 がその過失について行政官庁(所轄労働基準 においては、休業補償又は障害補償を行わな	監督署長)の認定を受けた場合	_	_	_	_
る権利	け ① 補償を受ける権利は、労働者の <mark>退職</mark> によって <mark>変更されることはない</mark> 。 ② 補償を受ける権利は、これを <mark>譲渡し、又は差し押えてはならない</mark> 。						
他の法律との関係	① 労働基準法に規定する災害補償の事由について、 <mark>労働者災害補償保険法</mark> 又は <mark>厚生労働省令で指定する法令</mark> に基づいて労働基準法の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れ る。 ② 使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その <mark>価額の限度</mark> において <mark>民法による損害賠償の責を免れる</mark> 。						
裁	① 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して <mark>異議</mark> のある者は、 <mark>行政官庁</mark> に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。 ② 行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。 ③ ①の規定により審査若しくは仲裁の申立てがあった事件又は②により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。 ④ 行政官庁は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。 ⑤ ①の規定による審査又は仲裁の申立て及び②の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の完成猶予及び更新に関しては、これを裁判上の請求とみなす。 ⑥ 審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を申し立てることができる。						
	① 厚生労働省令で定める事業が <mark>数次の請負</mark> によって行われる場合においては、災害補償については、その <mark>元請負人を使用者</mark> とみなす。 ② 元請負人が <mark>書面</mark> による契約で下請負人に補償を引き受けさせた場合においては、その <mark>下請負人もまた使用者</mark> とする。但し、2以上の下請負人に、同一の事業について <mark>重複</mark> して補償を引き受けさせてはならない。 ③ ②の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合においては、補償を引き受けた下請負人に対して、まず <mark>催告</mark> すべきことを請求することができる。ただし、その下請負人が <mark>破産手続開始の決定</mark> を受け、又は <mark>行方が知れない</mark> 場合においては、 この限りでない。						